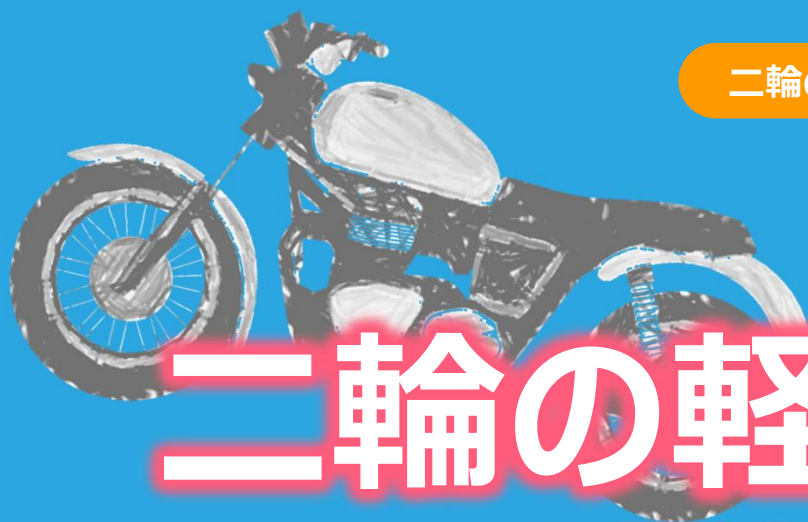


二輪の軽自動車もOSSで手軽に手続き！



二輪の軽自動車 OSSが始まります

オンラインで
どこでも申請

令和8年4月1日から、二輪の軽自動車※にかかる
手続きのうち、以下がOSSの対象手続きとなります。

- ◆ 新車新規届出
- ◆ 記載事項変更
- ◆ 軽自動車届出済証返納（一時使用中止）

※ 道路運送車両法に基づく、総排気量125cc超250cc以下（内燃機関以外のものを
原動機とする場合は、定格出力1.0kW超）、長さ2.5m以下、幅1.3m以下、高さ
2.0m以下の二輪の軽自動車対象です。

窓口訪問が不要

手続きのために、各行政機関を訪れる
必要がありません。

（ただし、運輸支局等の窓口で「軽自動車届出済証等」
を受け取る必要があります。）



24時間365日届出可

24時間365日、いつでもどこからでも届
け出すことができます。



国土交通省



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications



地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY



自動車保有関係手続の
ワンストップサービス



(OSSポータルサイト)

よくある質問



OSS申請を利用できるのは誰ですか？

二輪の軽自動車の使用者本人、又は申請代理人の行政書士がOSS申請を利用できます。



従来の行政窓口に出向いて行う申請はできなくなるのですか？

従来どおり行えます。ただし、当サービスで申請を行った場合、途中から行政窓口での申請に切り替えることはできませんので、ご注意ください。



スマートフォン（車検証情報閲覧サービス）による、OSS申請及び状況照会は可能ですか？

OSSポータルサイトでの申請及び状況照会に限ります。
（スマホアプリでの申請や申請状況照会は、対象外となります。）



OSSを利用する際に利用料金等は発生するのでしょうか？

利用料金等は発生しません。
ただし、申請内容によっては自動車重量税の納付が必要となります。



自動車重量税の納付はクレジットカード納付を利用できますか？

二輪の軽自動車OSSはクレジットカード納付が対象外となります。
インターネットバンキングか、Pay-easy（ペイジー）マークのあるATMで納付を行ってください。



問い合わせ先

OSSヘルプデスク 050-5540-2000
受付時間 8:30～17:00（年末年始を除く平日）



（自動車検査登録
チャットボットへ）